

「ひこにゃん」の原作者等と和解した件について

日頃は、「ひこにゃん」を応援していただき、ありがとうございます。

彦根市は、「ひこにゃん」の類似イラストを使用した商品を販売した業者（以下「販売業者」といいます。）、「ひこにゃん」の原作者（以下「原作者」といいます。）およびその所属会社（以下「所属会社」といいます。）に対し、そうした商品の販売をやめるよう求めて、大阪地方裁判所で訴訟をしておりましたが、平成24年11月に和解が成立しました。

既に報道でご承知のことと存じますが、改めてお知らせいたします。

成立した和解の要点は、以下の2つです。

1 「ひこにゃん」の類似イラストを使用した商品の販売差止めについて

今後、原作者、所属会社および販売業者は、「ひこにゃん」の類似イラストを使用した商品などの製造や販売をしないことになりました。また、原作者は、既に出版した絵本2冊を除き、「ひこにゃん」類似イラストを使用した新たな絵本などの出版をしないことになりました。

併せて、販売業者からは、解決金として合計370万円が彦根市に支払われました。

2 「ひこにゃん」の翻案権・二次的著作物利用権の彦根市への帰属について

原作者との間で平成19年に調停が成立したとき、「ひこにゃん」イラストの商標権は彦根市に、著作権は「国宝・彦根城築城400年祭実行委員会」にそれぞれ帰属することが合意されていきました。その後、「国宝・彦根城築城400年祭実行委員会」が解散し、著作権は彦根市に承継されました。

しかし、その後も、「ひこにゃん」イラストの翻案権（オリジナルのイラストを修正、変更するなどして、類似したイラストや、ぬいぐるみのような立体物を創作する権利等）や二次的著作物利用権（翻案したイラストなどを利用する権利）が彦根市にあるかどうかを巡って紛争が続きました。

このたびの和解成立により、「ひこにゃん」イラストの翻案権および二次的著作物利用権が彦根市に帰属することとなりました。ただし、「ひこにゃん」キャラクターが登場するストーリー性のある絵本、漫画、アニメまたは映画の製作などには、彦根市の非営利の広報活動などを除き、原作者の同意が必要とされました。

彦根市民の皆様、彦根市にお越しになる観光客の皆様および彦根市の許諾を得て「ひこにゃん」商品を製造・販売されている事業者の皆様におかれましては、長らくご心配をおかけいたしました。

今後、より一層「ひこにゃん」を大切にさせていただきますよう、よろしく願い申し上げます。

平成25年1月30日

彦 根 市
彦根市代理人
弁護士 鈴木 章